

室温管理は会社側の安全配慮義務



イラスト・今井ヨージ

「職場が寒すぎて体調不良が続いています。上司に相談しても対処してくれません。なんとかならないでしょうか」。事務職の30代女性からの相談です。

寒さが厳しい季節ですが、節電のためにエアコンの温度を低めに設定している会社も多いでしょう。寒さに弱い人はひざ掛けなどを使っていると思います。個人の防寒対策には限界があることでしょう。

国は事務所衛生基準規則で、屋内で事務作業をする職場の室温を、適切に管理することを事業者に求めています。具体的には、室温が10度以下の場合には暖房などで温度調節を行うことを義務づけています。エアコ

ポイントは

- 職場の室温は17度〜28度にする努力義務がある
- 職場の一部だけ寒い時も使用者に対策を求めよう

ンなどを設置している場合は、室温を17度以上28度以下にする努力義務を課しています。

座り、同じ悩みを抱える人もいます。たとえ一部でも寒さに震える社員を放置していたのでは、使用者が安全配慮義務を果たしたことにはなりません。前述した事務所衛生基準規則でも、エアコンの空気が特定の労働者に当たり続けられないようにすることが求められています。困っている人は、近くの席の同僚と相談しながら使用者に寒さ対策を求めるといいでしょう。

また、労働契約法5条は、労働者が生命、身体などの安全を確保しつつ働けるように必要な配慮をする義務を使用者に課しています。使用者が職場の寒さを放置し、労働者が体調を崩しているような場合には、使用者がこの義務を果たしているとは言えません。

オフィスの大部分は適温でも、席の配置などによって一部の労働者だけが極端に寒さを感じる場合はどうでしょうか。出入り口に近い席の人は、ドアから入ってくる外気で寒さに悩む場合があります。夏にエアコンの空気が直接あたる席に

震えながら仕事をするようでは、いいアイデアも浮かびません。心地よい室温の職場で労働者が効率よく仕事を進める方が、使用者にとってもメリットが大きいです。

(弁護士・橋本佳代子)